

南伊商第 62 号  
平成 29 年 1 月 5 日

各位

南伊勢町商工会  
会長 田中 喜一郎  
(公印省略)

### 南伊勢町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金の申請受付について

時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は商工会活動にご理解ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、表題の件につきましてご案内致します。

既にご承知置きの通り、28 年 4 月から「南伊勢町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金」が制度的に実施されました。

この補助金は、小規模事業者経営改善資金（通称マルケイ）の利用者の利子（利息）負担を軽減しようとするもので、年間支払利子（利息）額の半額を補助金にて補填するものです。

つきましては、今回 28 年 4 月以降の借入分に係わる 28 年 12 月までの利子（利息）支払分について申請を受け付けますので、下記関係書類を商工会へ提出（郵送可）されるようご案内致します。

### 記

1. 対象貸付 平成 28 年 4 月 1 日以降貸付を受けた小規模事業者経営改善資金
2. 申請期間 平成 29 年 1 月 5 日（木）から 1 月 31 日（火）まで
3. 提出書類
  - (1) 南伊勢町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付申請書（注 1）
  - (2) ㈱日本政策金融公庫が発行する利息支払証明書（注 2）
  - (3) 南伊勢町が発行する町税納税証明書【28 年分】（注 3）

(注 1) 交付申請書は、南伊勢町商工会のホームページ（商工会インフォメーション）からダウンロードすることもできます。

(注 2) ㈱日本政策金融公庫伊勢支店（Tel0596-24-5191）に電話で氏名・取引番号・利息支払期間（28 年 4 月以降の借入月～28 年 12 月）を告げて発行依頼してください。

(注 3) 南伊勢町南勢庁舎・税務課、または、南島庁舎・総合窓口で発行依頼してください。

提出された交付申請書等を受理後に商工会から「交付確定通知書」を後日送付致しますので、その後に同封する「交付請求書」を提出して手続きは完了となります。